

3. 計画の位置づけ

本計画は景観によるまちづくりを進めるために、景観法第8条に基づく「景観計画」として定めるものです。

まちづくりには様々な分野がありますが、景観形成は各分野の施策と横断的に連携をしたり、調整を図ったりする特徴的な性格を有しています。

そのため、本計画はまちづくりの整備方針の分野別計画と位置づけ、関連計画と整合するものとします。

本計画により、上位計画である辰野町第5次総合計画や関連計画との整合を図りながら、良好な景観形成を進め、景観形成基本理念を実現するとともに、辰野町第5次総合計画で将来像として掲げられている「ひとも まちも 自然も輝く」町の実現をめざします。

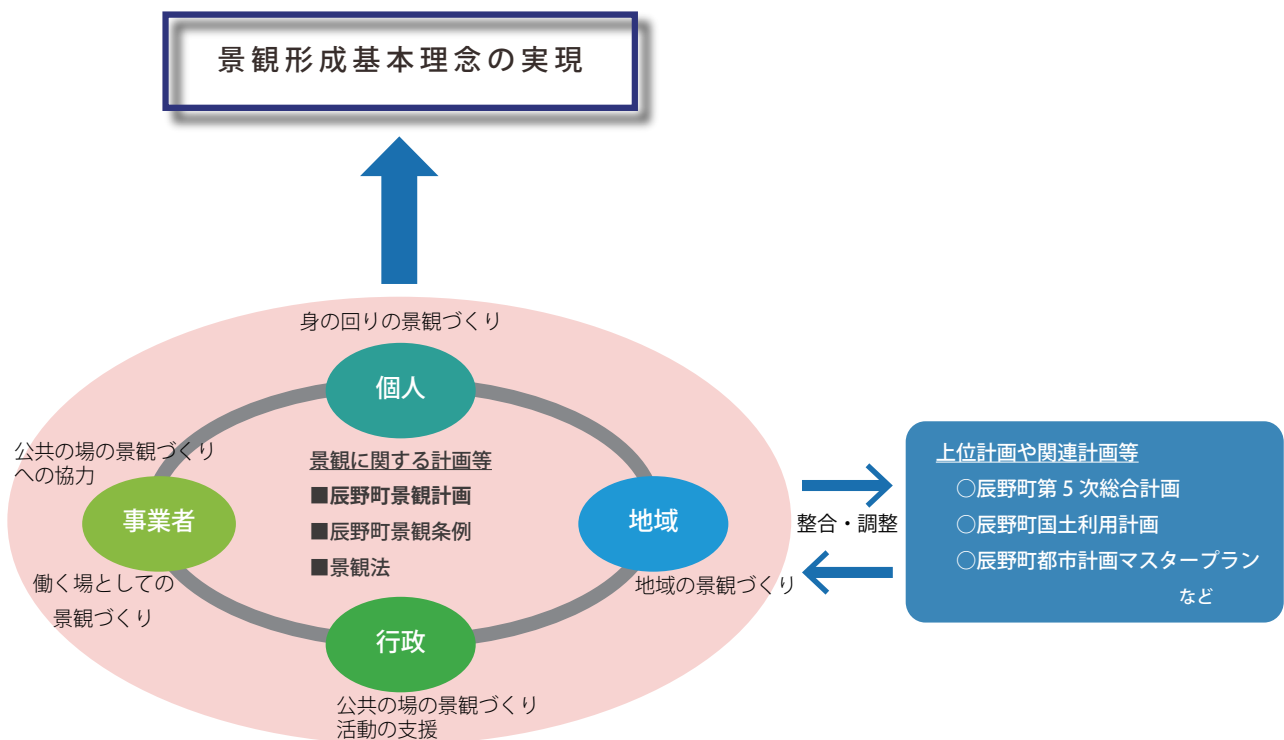


図 計画の位置づけ